

# 疑わしき場合は胚の利益のために

*In dubio pro embryo*

盛永 審一郎

Shinichiro MORINAGA

●富山医科薬科大学教授

■ KEY WORDS 倫理的真空状態 (ethical vacuum) 共同責任 (co-responsibility)  
 具体的人間性 (concrete humanity) ヒト胚 (human embryos) 安全主義 (tutorism)

## 要 旨

この論文では、第一に、現代の倫理的状況について概観し、それを「価値真空状態」、「集団的行為」、「抽象性のはき違いという誤謬」として特徴づけた。第二に、巨大テクノシステムと市場経済が支配する時代においては具体的人間性に欠けた精神が支配しているということ、必要なのは、他人の安全や幸福に対して関与し、自己のものとして関わり、身代わりとして共感的に関わる共同責任だということをもとにH・レンクにしたがって考察した。レンクはそれを *In dubio pro humanitas concreta* という命題にまとめている。第3に、人間の胚は治療法の開発という研究目的のためなら利用することは許されるのか、という問題を考察した。そもそも「胚」は人間の尊厳を持つのだろうか。この問いに対して有力な議論として登場してきたのが、間接的議論としてのNIP議論とメタ議論としての用心議論 *Vorsichtsargument* である。これらの議論を紹介し、*In dubio pro embryo* をわれわれの時代の真理としたい。

## SUMMARY

In this paper, I address myself to the issues at hand. Firstly, I review both the general trends and the essential characteristics of ethical situations in this technological era. Issues are categorized according to “ethical vacuum”, “collective, synergistic and cumulative acting”, or “fallacy of misplaced abstractness”. Secondly, I consider Hans Lenk’s theory. He tells us that “mens deficiens humanitatis” emerges in a society where a socio-technological system and market economy dominate; and that co-responsibility is necessary for the survival and progress of humankind in our complex technological world. This means that morality must be concerned with the well-being of other men and creatures. According to Lenk the upshot of this, in terms of moral responsibility, might be formulated as “*In dubio pro humanitas concreta*”. In the third part of the paper, I address the following question: Is it not ethical to allow destruction of a few embryos in order to obtain their stem cells for “therapeutic” cloning research? The issue is complicated by a series of related questions. When does a particular human life begin? In addition, do embryos have human dignity? There appear to be two main approaches to defending conferred moral standing; namely, the NIP-argument (an indirect argument), and Tutorism, or “*Vorsichtsargument*” (a meta-argument). Tutorism holds that, in case of doubt, one is acting with responsibility when the safer course is followed. Based on this argument I conclude: *In dubio pro embryo*.

2003年4月ドイツ連邦議会は新しく「アンケート委員会 Enquete-Kommission」を設置した。新委員会の名称は、これまでの「現代医療の法と倫理」に代えて「倫理と法」となった<sup>3)</sup>。ここに新しい委員会の方向性を見ることができるだろう。着床前診断に賛成を決めたり、ES細胞研究を承認する、ドイツ連邦首相付置の「倫理審議会 Etikrat」との対決姿勢もこれで鮮明となった。厳しい条件を付けながらもES細胞の輸入を認めたドイツ連邦はどこへ漂流するかと一時危ぶまれたが、錨は倫理の海にまだ投げ込まれている。

### 1) 現代の倫理的状況 —— 価値真空状態 —— 集团的行為 —— 抽象性の履き違い

価値多元的時代の倫理の原理として、一方に自由(自律)、他方に責任が挙げられている。例えば、妊娠中絶の法的規制モデルからもそのことはうかがい知られる。目下、イタリアやフランスのモデルである「自己責任モデル(討議モデル Notlagenorientierte Diskursmodell)」をとる国が増えている。「実際に苦況ないし困難な状況が存在しなければならないが、法はそのような状況を詳細に規定しない。困窮があるのかないのかは女性の自己責任に基づく決断に任せる」というモデルである<sup>2)</sup>。ここで責任とは、人間が自己の実存を賭けて、引き受けるという形式的意味での〈自己となる責任〉である。しかし、何を為すべきかが具体的に指示されないが故に、この責任はともすれば内実を伴う自己が確立していなければ、所詮、時代や社会の圧力・影響のもとになされているともいえる。だから自由な自己決定とはほど遠く、恣意に陥る危険がないとはいえない。そこでこの空虚な形式的責任に代えて、再び実質(内容)を与えることを考える傾向が出てきたことは否定できない。例えば、ウェルナー・マルクスは「尺度」という概念が倫理の共通の基準であるとして、次のように言う。「広範に世俗化され多元化された西洋世界において、多くの人が痛苦と不安の中で甘受していることは、もっぱら責任ある行為に対して方向付けを与える尺度が脱去していることである。……しかもこのことは、現代技術が人間が絶えず新たに〈道徳的な〉問いに直面させる時代に起こっているのである。」<sup>3)</sup>H・ヨナスもまた、すべ

ての訪問客のうちでもっとも気味の悪いニヒリズムが、もはや戸口に立っているのではなく、部屋の中へ上がり込んだと言う。続けてヨナスは柔らかいものではなくて、固いものが必要であるとして、次のように言う。「よい心情、非の打ち所のない意図、天使の側について罪に対立していること、繁栄の側について墮落に対立していることの表明という柔らかいものがわれわれの時代の倫理的反省の中には十分存在する。何かより固いものが必要であり、そしてここ(『責任という原理』)でそれが試みられる。」<sup>4)</sup>

しかし、何をなすべきかを指示する実質が欠けているだけではない。個人に行為の責めを負わせるという個人主義的倫理学では解決不可能なほど、現代において、行為は集团的・累積的という特徴を持って為されている。ヨナスは言う。「集团的、累積的、技術的行為は、対象という点でも規模という点でも新種のものであり、この行為のあらゆる直接的な意図から独立な因果的結果を持ち、倫理的にもはや中立ではない。」<sup>5)</sup>H・レンクも以下のように言う。「ヨーロッパの伝統では、いろいろなタイプの倫理の基礎づけも、普遍的モラルの規則も、ほとんどが個人の行為や生活にだけ関係づけられているということである。これに対して現代の工業社会では、集团的な行為という(たとえば、一つの巨大プロジェクトに数百人の人々が関与するという)現象が顕著になってきたし、その傾向がますます強まっている。戦略の行使者が有害な結果を引き起こす場合には、その被害は何よりも多くの人々に共通に降りかかる(いわゆる相乗的、累積的な効果を及ぼす)。さらに、社会的財の配分的正義という問題、またこれに似た問題が起きている。こうした問題は、厳密に個人主義の普遍的モラルでは捉えきれない問題である。だから、倫理学も普遍的モラルも、もっぱら個人主義的な局面だけに視野を限ることから決別し、道徳的な問題や現象の社会的な場面を考慮に入れなければならない。」(9f.) それ故に、「負い目責任」あるいは「弁明責任」と命名され得る伝統的な行為の結果責任のコンセプトにかえて、集团的責任、共同責任が、責任の社会的場面が問われるようになったのである。

さらに、科学技術時代において支配するのは抽象性である。すでに抽象性ということはキルケゴール

やブーバーなどにより指摘され、批判されてきた。例えば、ブーバーは「道徳ほど共にある人間の顔をわれわれから遮ってしまうものはない<sup>6)</sup>」と言う。それは科学が持つ「抽象性の履き違いという誤謬」に由来する。レンクは以下のように言う。「ほとんど哲学の歴史全体と言ってよいほどに広範囲に、不適切な抽象化を犯す誤謬推理がはびこっているように思われる。アルベルト・シュヴァイツァーは、〈抽象化〉を〈倫理学の死〉であると呼んだ。その際彼が倫理学で念頭に置くのは、生き生きとした道徳的な生であった。彼は、いわば抽象化の罪をヨーロッパ哲学の歴史のほとんど至るところに、特にヨーロッパ倫理学の歴史のなかに読みとった。われわれはこの主張を敷衍して、紛れもない、または度をすぎる抽象化が具体的な人間性の死をも意味すると言ってよい。」(41) しかも、この不適切な普遍化を行うということが、特に、人間的な決断が求められているような具体的な状況——例えば集中治療部の緊急事態のただ中にある医師のような立場——で行われている。形式的な規範や法則が支配し、人間的決断が妨げられ、本来的に人間的になる具体的な人間性が失われている。「具体的に人道主義的な意味での人間的なものが、たびたび抑圧され忘却されたり、ほかでもなく〈科学化〉されてきた。人間性の〈事例〉(確かに多様な意味で言われるが)とは、人間が〈事例〉になるということである。一般的な事例、普遍的規則、普遍的規則性を例示するという意味での事例になるということである。こうした科学化という問題が顧慮の外に置かれてはならない。」(42)

## 2) In dubio pro humanitas concreta

### 一非人間性のシステムと人間の非人間化

ピント事件(1960年代)、DC10の墜落事故(1974)、ボパールでの化学大惨事(1984)、……そして日本では2年間に1万5千件の報告数があるという大病院での度重なる医療事故<sup>7)</sup>、これらは同質の問題性を持つと考えることができる。これらの事故は、単にそのシステムの中で働いている一人の技術者、一人の医療従事者だけの過失や故意にだけ由来するとは限らない。またババ札を回すように責任をあちこちに転がすことによって解決しない。「主観的に

負い目のある意図はたいていの場合、大災害に関与した人の誰にもないからである。」(72) 複雑な巨大テクノシステム自体にこのような事故を生み出すリスクがある。H・アレントが、アイヒマンは「悪魔的人間」であったのではない、そこにあったのは「悪の月並みさ」であると指摘したように、レンクもまた、ここにあるのは「システムが生み出した道徳的腐敗」、「道徳的不十分さの月並みさ」なのだという。だから当該の結果を誰かの犯意に帰そうとする試みは、システム工学の時代における技術の破局やリスク要求に対しては、もはや十分ではない。

それでは、システムに従事している従業員に責任を負わせずに、システムに責任をなすりつけ、システムの改善をはかれば事は解決するのだろうか。そうではない、この悪は「非人間性のシステム」とこのシステムの中で働く「人間の非人間化」に由来するからだ。だからシステムを責め、いくらシステムを改善し、完全なシステムを作り上げても、事故はなくなる。なぜなら、システムとはそもそも人間性を無視するものだからである。「具体的人間性がシステム技術時代や専門家・メディア・組織・制度の社会との連関で顕著に欠乏している。」(67) 「この腐敗は、……産業・技術的文脈(とりわけ追うような電子式データ処理システム)に具体的な人間性の心情が欠けているということ、人間性の自覚が不足していることのうちに見られる。……複雑な体系では、特に巨大技術のあるいは官僚機構のシステムでは、いわば〈人間性に欠けた精神 *mens deficiens humanitatis*〉がはっきりと現れ、それどころか操作上の必然性から開花するに違はなく、従って人間性の顧慮に欠けた精神を持つ態度や立場が現れる。」(72)

すでにヤスパースは、この危険性を指摘していた。「専門家と特殊訓練とへのこれらの傾向は、時代の一般的傾向である。大企業の技術から、大衆との交際から、至る所水平化が生じ、その過程で人間は機械装置の一部になる。判断する力、充実した見る能力、個人的な自発性は装置化の過程で麻痺される。」<sup>8)</sup> 例えば、医師の手段を個人の所有物や自由使用から解消することによって、医師の行為は企業として組織化される。病院、健康保険、実験室が医師と病人の間に入ってくる。そこにきわめて高度に高

められた医師の行為を可能にする一つの世界が成立する。しかし医師は、一般的な臨床医、専門医、病院医、特別な技術者、実験医、レントゲン医というように機能になる。それ故に、高度に専門化し、高度に分業化し、高度に技術化した匿名の医療においては、患者がみずからの医師を人格的な相手として見出すことは不可能なのである。しかし、ヤスパースの場合、意識の変革（主体性の回復）によりいくらでもこの危機から自己を取り戻すことは可能と考えられていた。しかしそう事は簡単ではない。システムはそこで働く人間を非人間化する。「責任をシステムになすりつけるのに慣れている（た）ことにより、われわれが（あまりにも簡単に）責任を免除されたと感じる傾向にあるかぎり、体系が生み出した道徳的「不十分」あるいは「腐敗」がまさしく生じている」。(74) そしてさらに、現代の市場経済優先という姿勢が、システムを操り、人間を操作して行く。「経済的な利害と目標がしばしば人間性の重要性を隠してしまう。特に安全性の問題に直面するとそうである。」(67)「安全性は減価消却できない。経営の立場決定や経済的価値評価を熟慮する際は、安全性はただ従属的役割しか演じない。」(69) J. ラッドは次のように言う。「この社会的な制度の根底にあるのは、適切に『功利主義的な個人主義』と名づけられる支配的なイデオロギーである。このイデオロギーは、われわれが他人に向かって自己自身に認めたがる優先権を正当化する。そして、自ら先へ進むという優先権と同様に、物質的社会的価値の優先を正当化する。」<sup>9)</sup>ハンス・レンクは次のように言う。「われわれの社会では、自分の利益、自分の関心、形式的規則、公式的官僚制的な図式化が優勢である。もちろんこの優勢は、単に高度なテクノロジーの連関のなかにだけ見いだされるのではなくて、いわば現代の文明（の機構）全体の中に挿入されている。その結果、他人の安全や幸福に対して関与し、参加し、身をもって関わり、身代わりとして共感的に関わるという在り方が軽視されるか、無視されるということになる。」(74)「他人の幸福に対する関心が、自己の利益に対比して、自己の社会的あるいは職業的発展に比べて、自己の栄達や利益や市場支配や方法の一般性・容易性や最小の費用等々に対比して、いつも第二位に置かれている場合には

到るところで、こうした〈月並みな〉〈道徳的不十分さ〉が見られる。そうした道徳的不十分さに、共に働く人々や従業員たちは事細かに、また義務感を持って従う。」(75)

だから、問題はシステムに責任を負わせるのではなくて、ともに働く従業員が、システムがなす人間の非人間化に抗して、システムを補うように具体的人間性に立って考え、補完し、フィードバックする必要があるということなのだ。それがまさにシステム科学技術の時代に求められる「共同責任 Mitverantwortung」なのである。実行された行為に対してだけ責任があるのではない。危険な業務に目をつぶり、指示どおりに業務することの結果に対しても責任がある。従って、他人の安全や幸福に対して関与し、参加し、自己のものとして関わり、身代わりとして共感的に関わるという在り方——それが *In dubio pro humanitas concreta* なのである。

### 3) *In dubio pro embryo* 「疑わしきは胚の利益のために」

疑わしきは具体的人間性のために。——しかしそもそも、「胚」は人間なのだろうか。この古くからある問いに答えることが必要である。この問いに対して有力な肯定的議論として登場してきたのが、間接的議論としての NIP 議論とメタ議論としての用心議論 *Vorsichtsargument*、そしてこの二つが結びついた強い議論である。以下これらの議論を戦略として、たとえ治療方法の開発という高度の研究利用といえども胚の使用は認められないとする、ダムシェンとシェネッカーの論文<sup>10)</sup>を辿りながら、彼らと共に *In dubio pro embryo* をわれわれの成果、現代の真理として提唱したい。

#### a) 間接的議論としての NIP 議論

この論文は、人間の胚が研究目的で使用されてよいかどうか、人間の胚が普通の状況下で殺されてよいかどうかを論じている。だから、内包と外延が一致せずに、不正確に使用されている尊厳概念を定義づける無益な試みを避けて、つぎのように狭く限定された意味で尊厳概念を使用することから出発する。尊厳<sub>M</sub>を持つ存在は普通の状況下では殺されてはならない、普通の状況下で殺されてはならないも

のは尊厳<sub>M</sub>を持つ。そこで、問題は、「人間の胚は強い道徳的身分、すなわち、それが普通の状況下では殺されてはならないということを意味する尊厳<sub>M</sub>を持つか」ということになる。この問いに対して、これまで肯定的議論として SKIP 議論が提出されている。

種の議論 (Speziesargument=S) : 胚はホモサピエンスという種の仲間であるので、尊厳を持っている。推論であらわすと以下のようである。

1) 人間という種の構成員は誰でも尊厳<sub>M</sub>を持っている。  $\forall x (Mx \rightarrow W_M x)$

2) 人間の胚は誰でも人間という種の構成員である。  $\forall x (Ex \rightarrow Mx)$

従って 3) 人間の胚は誰でも尊厳<sub>M</sub>を持っている。  $\therefore \forall x (Ex \rightarrow W_M x)$

連続性の議論 (Kontinuumsargument=K) : 胚は連続的に、すなわち道徳的に重要な刻み目なしに尊厳を所有する成人へと成長する。推論であらわすと以下のようである。

1) 現実に $\Phi$ である人間存在は誰でも尊厳<sub>M</sub>を持っている。

$$\forall x ([Mx \wedge \Phi_a x] \rightarrow W_M x)$$

2) 人間の胚は誰でも、通常の条件のもとでは、連続的に、現実に $\Phi$ である人間の存在に展開する。

$$\forall x (Ex \rightarrow_k [Mx \wedge \Phi_a x])$$

従って 3) 人間の胚は誰でも尊厳<sub>M</sub>をもっている。  $\therefore \forall x (Ex \rightarrow W_M x)$

同一性の議論 (Identitätargument=I) : 胚は道徳的に重要な観点で尊厳を持つ成人と同一である。推論であらわすと以下のようである。

1) 成人は誰でも尊厳<sub>M</sub>を持っている。

$$\forall x (Px \rightarrow W_M x)$$

2) 人間の胚は道徳的に重要な観点で成人と同一である。  $\forall x (Ex \rightarrow Px)$

従って 3) 人間の胚は誰でも尊厳<sub>M</sub>を持っている。  $\therefore \forall x (Ex \rightarrow W_M x)$

潜在性の議論 (Potentialitätargument=P) : 胚は人間となる潜在性を所有する。この潜在性は無条件に保護に値する。推論であらわすと以下のようである。

1) 潜在的に $\Phi$ で在る存在はどれも、尊厳<sub>M</sub>

をもつ。  $\forall x (\Phi_p x \rightarrow W_M x)$

2) 人間の胚はどれも、潜在的に $\Phi$ である存在である。  $\forall x (Ex \rightarrow \Phi_p x)$

従って 3) 人間の胚はどれも尊厳<sub>M</sub>をもつ。

$$\therefore \forall x (Ex \rightarrow W_M x)$$

しかし、これらの議論は批判されている。例えば、S 議論は自然主義的誤謬を侵している、従って大前提は成り立たないと。S 議論は、識別議論としてだけ納得のゆくものである。最も強い議論とされているのが P 議論である。しかし、P 議論も大前提と小前提において議論の余地がある。前者は潜在性の概念が曖昧であるということに基づく。すなわち、論理的、蓋然(確率)的、素質的可能性の三つの潜在性である。前二者の意味で潜在性が理解されると、議論は批判に耐え得ない。さらに、P 議論は小前提を証明することができない。しかし、P 議論は、K-議論と I-議論から数的同一性 (numerische Identität) の概念を受け取ることができる。そうすると、P 議論は真であるということが証明される。すなわち、数的同一性の概念と P 議論の核である潜在性とを結びつけたのが NIP 議論である。

1) 潜在的な $\Phi$ 性質の担い手である生き生きとした人間の身体は誰もが、尊厳<sub>M</sub>を持っている。

$$\forall x (Kmx \rightarrow W_M x)$$

2) 成長能力のある人間の胚は生き生きとした人間の身体であり、それは潜在的な $\Phi$ 性質の担い手である。

$$\forall x (Emx \rightarrow Kmx)$$

従って、3) 成長能力のある人間の胚は誰もが尊厳<sub>M</sub>を持っている。

$$\therefore \forall x (Emx \rightarrow W_M x)$$

ここで採られている戦略は間接的戦略である。この戦略により、P 議論は大前提の持つ困難を克服する。すなわち、胚に尊厳<sub>M</sub>を否認する人も、胚に尊厳<sub>M</sub>を認める人も同意する共通の前提「可逆的昏睡状態にある人(新生児、眠るもの)は殺してはならない」から出発する。この前提に対してはこれまでいかなる成功した、あるいは一般に承認された基礎づけも知られていない。しかし同様にこれまで前提が反駁されることもなかった。だから、この共にされた前提がいかに基礎づけられるかは問題ではな

い。この間接的戦略にとって決定的であるのは、通常の倫理的基準の下ですべての人がこの前提を共有するという事実である。だから、間接的戦略は非常に強い議論である、と彼らは言う。

推論の形式的妥当性は容易に見て取ることができる。誰もが認める事実は、可逆的な昏睡状態の人や新生児は保護されるということである。なぜなら、彼らは未来に現実的人格の特徴を意のままにしうる潜在性を持つからである。すなわち、原則1) 現実に $\Phi$ であることが尊厳 $M$ にとって十分である。原則2) 可逆的昏睡状態にある人(新生児、眠るもの)は、それが現実に $\Phi$ であることなしに、尊厳 $M$ をもつ。原則3) 可逆的昏睡状態にある人(新生児、眠るもの)は潜在的に $\Phi$ である。この原則により大前提が真となる。しかし、P議論だけでは明らかに十分ではない。われわれはどれが潜在的に $\Phi$ の担い手であるか識別できない。しかし成人、可逆的昏睡状態にある人、新生児のような生きた人間の身体が潜在的に $\Phi$ の性質を持つということを洞察した。従って基準は生きた人間の身体を持つかどうかということになる。続けて、「道徳的観点で等しい潜在性を成長する能力がある胚も持つ」という第二の前提も数的同一性の概念の助けを借りて成り立つ。なぜなら、数的同一性の概念は、人間は誰もがその胚の現存在から成長した年齢に至るまで身体的統一を作るということだからである。従って結論、「成長能力のあるヒト胚はどれも尊厳 $M$ をもつ」が導出される。数的同一性は潜在性の識別議論として役立つ。

#### b) メタ議論 用心議論(安全主義)

この議論は間接議論を補い、In dubio pro embryoをわれわれの時代の真理とするものである。この議論は安全主義—議論 Tutorismus-Argumentとも呼ばれている。ダムシェンとシェネッカーの議論をさらに辿ろう。

二つの例が挙げられている。一つは猟師の例である。猟師が下草の中で動いているものを撃つてよいのは、彼がそこに動いているものが遊んでいる子供ではなく、彼が仕留めることをもくろんでいる鳥獣だということを確認したときだけである。たとえ猟師がここしばらく獲物を射止めていず、彼や彼の家族がひもじい思いをしていたとしても、彼が誤っ

て子供を殺すかも知れないと推定するに足る十分な根拠があるとき、彼は動いているものを撃つてはならない。なぜなら、危険はあまりにも大きく、食べ物を得るために動物を殺すことで得られるかもしれない利益と無辜の人間を殺すかも知れないという損害とが比べられるなどということはあってはならないからである。第二の例は、人間の胚の道徳的身分をめぐる問題に非常に近い例である。古代の奴隷制度や植民地時代においては、今日誰もが人間であると捉え、それが持つ尊厳の身分を少しも疑わない存在者が奴隷とされたり搾取されたりしていた。黒人やインディアンは価値を持った人間では決してないというテーゼに疑念が持たれた。猟師の例に類似して、以下のように論証される。このテーゼの弁護者は、労働力を獲得するという目的で、ひょっとして人間である存在者を奴隷化したり搾取することを守るというような危険を侵してはならない。安価な労働力の獲得という利益が人間の奴隷化や搾取という起こりうる損害と比べられるなどということはあってはならない。

二つの例においてわれわれは倫理的包摂問題と関わっている。狩人は、彼が人間を撃つてはならないということを、神の被造物である人間の種を殺してはならないということを、知っている。しかし彼は下草のなかを動いているものが人間か、動物かを知らない。スペインの植民地主義者は、人間が奴隷にされてはならないし、殺されてはならないことを知っている。しかし彼らはインディアンが人間であるかどうかを知らない。なぜなら彼らは殺すことを禁じているのがどんな $\Phi$ 性質であるのか知らないからである。従って、この例は一層難しい例であり、人間の胚を使用してよいかどうかという問題に類似した問題であるといえる。われわれは誰もが新生児や可逆的昏睡状態にある人を殺してはならないということを知っている。しかしなぜ殺してはならないのかを、新生児や可逆的昏睡状態にある人がどんな $\Phi$ 性質を持つのかを、われわれは知らない。ここにメタ議論である用心議論で補う必要性がある。すなわち、この議論は次のように言う。「ある存在が道徳的命令の適用範囲の事例であるかどうか十分疑わしい状況においては、現在の仮定とそれとおそらく結びついた肯定的結果と、もしその仮定をたて

ないときに人が被るであろう道徳的損害との釣り合いが決して受け入れられない場合なのかどうかということから出発しなければならない。」<sup>11)</sup>考えられなければならない要素は以下の三つである。1) 胚はいかなる尊厳<sub>M</sub>も持たないという仮定が必然的にもたらす道徳的損害の程度。2) 胚はいかなる尊厳<sub>M</sub>も持たないという仮定が必然的にもたらす(道徳的)利害の程度。3) 胚が尊厳<sub>M</sub>をもつ(もたない)ということへの疑いの程度。人間の胚で例証すると以下のようになる。

1) 道徳的損害：人間の胚は尊厳<sub>M</sub>をもつという前提のもとでは、胚を殺すことは、尊厳<sub>M</sub>を担う存在あるいは人間という生物を殺すことがどれもそうであると同様に、道徳的に根本的に非難に値する。人間の胚を殺すことは決して些細なことではない。ところが、われわれがこの行為が道徳的に非難に値するものであることをともすれば忘れてしまうのは、われわれが通常尊厳<sub>M</sub>を帰属させる存在のように胚が見えないということ、すなわち、われわれが胚を実験という条件の下でしか見ることができないという事実からであろう。けれども人間の胚は受精後非常にはやい時期において人間的特徴を持つのである。

2) 道徳的利益：人間の胚はいかなる尊厳<sub>M</sub>も持たない、それゆえに殺しても構わないということから出発するならば、利益は非常に大きいように思われる。ヒト胚性幹細胞研究は生物学的-医学的基礎研究にとって、そして医学における直接的応用にとって大いに期待がもてる。ヒト胚性幹細胞は、万能細胞である故に、細胞・組織・器官の代用として大きな役割を担うと期待されている。このように期待された医学的成果がユートピア的願い物にすぎないかどうか議論することは措いておくとしても、ここでは二つのことが顧慮されなければならない。第一に、尊厳<sub>M</sub>を持つ存在を普通の状況下では殺してはならない、ということ。基礎や応用へ向けられた研究といえどもこの普通の状況下に属する。健康な成人や可逆的な昏睡状態にある人を医学的目的のために殺すことは、たとえそれで他の多くの人の病気や死が差し止められるとしても、誰も合法的とは見なさない。それならば、胚が可逆的な昏睡状態にある人と等しい道徳的身分を持つなら、たとえ医学的

目的のためでも、胚もまた殺されてはならない、となる。第二に再三再四指示されているように、ヒト胚性幹細胞研究への代替物があるということ。疑いを査定する際にもこのことは重要である。

3) 倫理的疑い：用心の議論が、主張することは次のことである。ある行為を許容するかどうか十分疑われる場合には、その行為が重大な道徳的損害を伴うということが予期されるならば、この行為は中止されるべきだということ。胚は尊厳<sub>M</sub>を持つかどうかということは確かに議論されている事柄である。しかし用心議論にとって決定的であるのは、胚はいかなる尊厳<sub>M</sub>も持たないと言う立場に対して十分な疑いがあるという事実である。NIP 議論はこの十分な疑いを基礎づけている。そしてこの疑いは非常に強いので、疑いは理論的な意味以上に認められなければならないということである。

以上跡づけてきたことから明らかなように、確かにこの議論は尊厳を生み出すΦの性質を規定することを断念している。しかしそれに代えて、この議論は敵手も認める疑い得ない前提に基づいて人間の胚の尊厳を立証しようとする議論である。それにしてもなぜひとびとはこの議論とは反対に「人間の胚が尊厳<sub>M</sub>を持つ」という命題を疑うことへ駆り立てられるのだろうか。このことをよく考えてみる必要がある。われわれの利害が、ともすれば「人間の胚は尊厳を持たない、それ故に利用してよい」という結論へ誘導しているのである。脳死は「人の死」かという議論が、脳死の客観的議論ではなく、臓器移植の議論に取り込まれたのと同じ経緯である。先に述べた個人主義的功利主義が、市場経済優先が顔を出すのである。「人間の胚の尊厳身分への疑いを育て、あるいはむしろそもそも疑いを引き起こすものは、明白にこのような疑いと結びついている利害である(胚研究への医学的、そしてそれと結びついた経済的利害であれ、墮胎への個人的利害であれ)。正しい決断を探し求めることは、客観的に議論が均衡している場合に、このような利害によって一方的に影響されるかも知れない。」<sup>12)</sup>しかし、それに抗してわれわれはその場合の道徳的損害の大きさ、および、代替手段があるということを検討すべきである。そしてさらに、「あなた自身の身体が利用されることをあなたは認めるのか」と問わなければならない。

「その時われわれは道徳的に注意深くし、行動を差し控えなければならないであろう。結論はIn dubio pro embryo。」<sup>13)</sup>

#### 注

以下の本からの引用に限り、本文中の( )内に頁で示した。Hans Lenk, Einführung in die angewandte Ethik, Kohlhammer, 1997; 『良心から責任性へ——応用倫理学入門』(山本・盛永訳、東信堂、近刊)

- 1) Vgl. Ärztezeitung, 07.05.2003 <http://www.aerztezeitung.de>
- 2) Vgl. Albin Eser, Neuregelung des Schwangerschaftsabbruchs vor dem Hintergrund des Embryonenschützes, in: Würde und Recht des Menschen, H. Bielefeldt et al (Hrsg.), Königshausen, 1992, S.189.
- 3) ウェルナー・マルクス 『地上に尺度はあるか』(上妻・米田訳)、未来社、1994、11頁
- 4) Hans Jonas, Das Prinzip Verantwortung, Insel, 1979, S.9; 『責任という原理』(加藤尚武監

訳、東信堂、2000)

- 5) a.a.O., S.58
- 6) M. Buber, Werke. Erster Band, S.191.
- 7) 朝日新聞、2002年4月24日、朝刊
- 8) K. Jaspers, Die Idee des Arztes, in: Wahrheit und Bewährung, Piper, 1983, S.49.
- 9) John Ladd: Bhopal: Moralische Verantwortung, normale Katastrophen und Bürger-tugend. in: Wirtschaft und Ethik, Lenk/Maring (Hrsg.), Reclam, 1992, S.298.
- 10) Gregor Damschen/Dieter Schönecker, In dubio pro embryo. Neue Argumente zum moralischen Status menschlicher Embryonen, In: Der moralische Status menschlicher Embryonen, Gregor Damschen/Dieter Schönecker (Hrsg.), Walter de Gruyter, 2003.
- 11) a.a.O., S.253.
- 12) a.a.O., S.255.
- 13) Ebd.

【原稿受理：2003年5月30日】